

議員提出議案第9号

守谷市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年9月23日 提出

守谷市議会  
議長 梅木伸治様

提出者 議会運営委員会  
委員長 松丸修久

平成 年 月 日原案 決

守谷市議会基本条例の一部を改正する条例

目次中「・第2条」を「一第3条」に、「第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）」を「第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条—第1

1条）」に、「第6条—第8条」を「第12条—第15条」に、

「第4章 市長  
第5章 議員  
第6章 議会  
第7章 政務  
第8章 議会  
第9章 議員  
第10章 議

等と議会の関係（第9条—第12条の2）

間の自由討議（第13条）

運営（第14条・第14条の2）

活動費（第15条）

及び議会事務局の体制整備（第16条—第20条）

の政治倫理、身分及び待遇（第21条—第23条）

会改革等（第24条—第26条）

を「第4章 議会と市長等  
第5章 議会機能及び

の関係（第16条—第20条）

権能強化等（第21条—第28条）」に改める。

第5条第1項中「会派を結成」を「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成し、活動」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「必要に応じて」の次に「各会派間の」を加え、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第1章中第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合させなければならない。

第5章を次のように改める。

第5章 議会機能及び権能強化等

（議会改革）

第21条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、不断の議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で組織する議会改革推進会

議を設置することができる。

(通年議会)

第22条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。ただし、議会在解散されたとき又は議員が全てなくなったときは、この限りでない。

(議員間の自由討議)

第23条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の自由討議により、議論を尽くして合意形成を図るものとする。

(議員研修)

第24条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

2 議員の研修に関しては、守谷市議会議員の研修に関する条例（平成14年守谷市条例第23号）で定める。

(議会事務局)

第25条 議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定に基づき、議会に議会事務局を置く。

2 議会事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

3 職員の定数は、守谷市職員定数条例（昭和53年守谷町条例第2号）で定める。

4 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

(予算の確保)

第26条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての権能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の措置に努めるものとする。

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(見直し手続)

第28条 議会は、この条例の目的が達成されているかを常に検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第6章から第10章までを削る。

第4章中第12条の2を第20条とする。

第12条中「別に条例で定めるものとする」を「守谷市議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年守谷市条例第10号）で定める」に改め、同条を第19条とする。

第11条の見出しを「(予算、決算における議会と市長等の役割)」に改め、

同条に次の1項を加える。

2 議会は、決算審査の結果を予算に反映させ、市民の負託に応えるため、事業仕分けを行うものとする。

第11条を第18条とする。

「第4章 市長等と議会の関係」を「第4章 議会と市長等の関係」に改める。

第10条第1項中「(以下「政策等」という。)」を削り、同条第2項を削り、同条を第17条とする。

第9条を第16条とする。

第3章を次のように改める。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び広聴機会の充実)

第12条 議会は、法第115条の2第1項に規定する公聴会及び同条第2項による参考人の意見聴取を活用し、市民の専門的又は政策的識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、市民から提出された請願及び陳情を審査する場合において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は、市民の意見を市政上の課題解決及び政策立案等に反映させるため、市民から意見及び情報を聴取する一般会議を設けるものとする。

4 議会は、市民の求めに応じ、市民との意見及び情報を自由に交換する出前懇談会を開催することができる。

(広報機能の充実)

第13条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報活動に努めるものとする。

2 議会は、市民の議会に対する理解及び関心を深めてもらうため、議会報告会を開催するものとする。

(正副議長の選挙における所信表明)

第14条 議長及び副議長(以下「正副議長」という。)の選挙において、それぞれの職を志願する者は、正副議長としての活動方針を明確にするとともに、正副議長の選出過程の透明性を高めるため、本会議場において所信表明を行うものとする。

(会議の公開等)

第15条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、委員会その他の会議を原則公開とする。

第2章に次の5条を加える。

(政務活動費)

第7条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究並びに政策立案等を行う

ものとする。

- 2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。
- 3 政務活動費に関しては、守谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年守谷町条例第10号）で定める。

（政治倫理）

第8条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努めなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関しては、守谷市政治倫理条例（平成11年守谷町条例第37号）で定める。

（議員定数）

第9条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点のみにとどまらず、市民の代表である議会が、市民の意思を市政に十分に反映することが可能かどうかをもって定められなければならない。

- 2 議員定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。
- 3 議員定数は、守谷市議会議員定数条例(昭和39年守谷町条例第150号)で定める。

（議員報酬）

第10条 議員報酬は、社会情勢、経済情勢及び市の財政状況を勘案し、議員の活動状況を十分に反映することにより定められなければならない。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。
- 3 議員報酬は、守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）で定める。

（委員会の活動原則）

第11条 守谷市議会委員会条例（平成13年守谷町条例第53号）に基づく常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 社会情勢及び経済情勢の変化により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、その専門性と特性を活かし適切な運営に努めること。
- (2) 所管に属する事務について、積極的に調査及び研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めること。
- (3) 審査に当たって、資料を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい議論を行うよう努めること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。  
（守谷市議会事務局設置条例の廃止）

2 守谷市議会事務局設置条例（昭和44年守谷町条例第217号）は、廃止する。

## 提案理由（議員提出議案第9号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、議会の広聴機能の強化を図るため、市民と意見及び情報を自由に交換する守谷市議会出前懇談会についての規定を条例に設けることが主な理由です。

また、議長及び副議長の選出過程における透明性を高めるため、志願する議員は本会議場において所信表明を行うこと、平成25年度から行ってきた事業仕分けについての規定等を条例に設け、併せて議会の最高規範である条例として市民により分かりやすくするため、10章で構成されているものを、5章の構成に整理するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市議会基本条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条—第11条）</p> <p>第3章 市民と議会の関係（第12条—第15条）</p> <p>第4章 議会と市長等の関係（第16条—第20条）</p> <p>第5章 議会機能及び権能強化等（第21条—第28条）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>附則</p> <p>（最高規範性）</p> <p>第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃においては、この</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）</p> <p>第3章 市民と議会の関係（第6条—第8条）</p> <p>第4章 市長等と議会の関係（第9条—第12条の2）</p> <p>第5章 議員間の自由討議（第13条）</p> <p>第6章 議会運営（第14条・第14条の2）</p> <p>第7章 政務活動費（第15条）</p> <p>第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条—第20条）</p> <p>第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条—第23条）</p> <p>第10章 議会改革等（第24条—第26条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合させなければならない。

(基本理念)

第3条 (略)

(議会の活動原則)

第4条 (略)

(議員の活動原則)

第5条 (略)

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成し、活動することができる。

(削除)

2 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に関し、必要に応じて各会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第7条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究並びに政策立案等を行うものとする。

2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その用途の透明化を確保するため、これを公表する

(基本理念)

第2条 (略)

(議会の活動原則)

第3条 (略)

(議員の活動原則)

第4条 (略)

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成 \_\_\_\_\_ することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に関し、必要に応じて \_\_\_\_\_ 調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(新設)

ものとする。

3 政務活動費に関しては、守谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年守谷町条例第10号）で定める。

（政治倫理）

（新設）

第8条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、守谷市政治倫理条例（平成11年守谷町条例第37号）で定める。

（議員定数）

（新設）

第9条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点のみにとどまらず、市民の代表である議会が、市民の意思を市政に十分に反映することが可能かどうかをもって定められなければならない。

2 議員定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

3 議員定数は、守谷市議会議員定数条例（昭和39年守谷町条例第150号）で定める。

（議員報酬）

（新設）

第10条 議員報酬は、社会情勢、経済情勢及び市の財政状況を勘案し、議員の活動状況を十分に反映することにより定められなければならない。

2 議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人

制度等を活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

3 議員報酬は、守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）で定める。

（委員会の活動原則）

第11条 守谷市議会委員会条例（平成13年守谷町条例第53号）に基づく常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（1）社会情勢及び経済情勢の変化により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、その専門性と特性を活かし適切な運営に努めること。

（2）所管に属する事務について、積極的に調査及び研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めること。

（3）審査に当たって、資料を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい議論を行うよう努めること。

### 第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び広聴機会の充実）

第12条 議会は、法第115条の2第1項に規定する公聴会及び同条第2項による参考人の意見聴取を活用し、市民の専門的又は政策的識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

（新設）

### 第3章 市民と議会の関係

（市民との関係）

第6条 議会は、法第115条の2第1項に規定する公聴会及び同条第2項による参考人の意見聴取を活用し、市民の専門的又は政策的識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、市民から提出された請願及び陳情を審査する場合において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は、市民の意見を市政上の課題解決及び政策立案等に反映させるため、市民から意見及び情報を聴取する一般会議を設けるものとする。

4 議会は、市民の求めに応じ、市民との意見及び情報を自由に交換する出前懇談会を開催することができる。  
(広報機能の充実)

第13条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報活動に努めるものとする。

2 議会は、市民の議会に対する理解及び関心を深めてもらうため、議会報告会を開催するものとする。  
(正副議長の選挙における所信表明)

第14条 議長及び副議長（以下「正副議長」という。）の選挙において、それぞれの職を志願する者は、正副議長としての活動方針を明確にするとともに、正副議長の選出過程の透明性を高めるため、本会議場において所信表明を行うものとする。  
(会議の公開等)

第15条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、委員会その他の会議を原則公開とする。

#### 第4章 議会と市長等の関係

2 議会は、市民から提出された請願及び陳情を審査する場合において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は、市民の意見を政策立案等に反映させるため、市民、諸団体などとの意見交換の場として一般会議を設けることができる。  
(情報の公開等)

第7条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に対して積極的に公開する。

2 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開とする。  
(議会報告会)

第8条 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員と市民とが自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

#### 第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第16条 (略)

(市長等による政策等の説明)

第17条 市長等は、政策、制度、計画等\_\_\_\_\_をつくり、又は変更しようとするときは、議会の求めに応じ、明確に説明するよう努めるものとする。

(削除)

(予算、決算における議会と市長等の役割)

第18条 (略)

2 議会は、決算審査の結果を予算に反映させ、市民の負託に応えるため、事業仕分けを行うものとする。

(議決事項の拡大)

第19条 法第96条第2項の規定による議会の議決事項については、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、守谷市議会の議決すべき事件を定める条例(平成23年守谷市条例第10号)で定める。

(市長の専決処分事項の指定)

第20条 (略)

第5章 議会機能及び権能強化等

(市長等との関係)

第9条 (略)

(市長等による政策等の説明)

第10条 市長等は、政策、制度、計画等(以下「政策等」という。)をつくり、又は変更しようとするときは、議会の求めに応じ、明確に説明するよう努めるものとする。

2 議会は、前項により説明を受けたときは、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後においては、その評価及び審議に努めるものとする。

(予算、決算における市長等に求める情報提供)

第11条 (略)

(新設)

(議決事項の拡大)

第12条 法第96条第2項の規定による議会の議決事項については、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に条例で定めるものとする\_\_\_\_\_。

(市長の専決処分事項の指定)

第12条の2 (略)

第5章 議員間の自由討議

(議会改革)

第21条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、不  
断の議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で組織  
する議会改革推進会議を設置することができる。

(通年議会)

第22条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通  
年とする。ただし、議会が解散されたとき又は議員が全  
てなくなったときは、この限りでない。

(議員間の自由討議)

第23条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互  
間の自由討議により、議論を尽くして合意形成を図るも  
のとする。

(議員研修)

第24条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を  
図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとし  
る。

2 議員の研修に関しては、守谷市議会議員の研修に関す  
る条例（平成14年守谷市条例第23号）で定める。

(議会事務局)

第25条 議会に関する事務を処理するため、法第138  
条第2項の規定に基づき、議会に議会事務局を置く。

2 議会事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

3 職員の定数は、守谷市職員定数条例（昭和53年守谷  
町条例第2号）で定める。

(議員間の自由討議)

第13条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互  
間の自由討議により、議論を尽くして合意形成を図るも  
のとする。

4 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

(予算の確保)

第26条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての権能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の措置に努めるものとする。

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(見直し手続)

第28条 議会は、この条例の目的が達成されているかを常に検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

(削除)

## 第6章 議会運営

(通年議会)

第14条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。ただし、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなったときは、この限りでない。

2 通年議会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

(削除)

第14条の2 委員会は、社会情勢及び経済情勢の変化により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、その専門性と特性を活かして、適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査及び研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、審査に当たって、資料を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

#### 第7章 政務活動費

##### (政務活動費)

第15条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究並びに政策立案等を行うものとする。

2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。

3 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

#### 第8章 議会及び議会事務局の体制整備

##### (議員研修)

第16条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

(削除)

(削除)

2 議員の研修に関しては、別に条例で定める。

(議会事務局)

第17条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

(予算の確保)

第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、市民に対し、議会の活動内容を、分かりやすく周知するものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を行うものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

第21条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努めなければならない。

(削除)

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。  
(議員定数)

第22条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点のみにとどまらず、市民の代表である議会が、市民の意思を市政に十分に反映することが可能かどうかをもって定められなければならない。

2 委員会又は議員は、議員の定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

3 議員の定数は、別に条例で定める。  
(議員報酬)

第23条 議員報酬は、社会情勢、経済情勢及び市の財政状況を勘案し、議員の活動状況を十分に反映することにより定められなければならない。

2 委員会又は議員が、議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度等を活用し、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

3 議員の報酬は、別に条例で定める。

#### 第10章 議会改革等

##### (議会改革)

第24条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で組織する議会改革推進会議を設置することができる。

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合させなければならない。

(見直し手続)

第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかを常に検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

## 守谷市議会出前懇談会実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市議会基本条例（平成25年守谷市条例第28号）第12条第4項に規定する出前懇談会の実施について必要な事項を定めるものとする。

(出前懇談会の申込み)

第2条 出前懇談会の開催を求める市民（市内に在住、在勤又は在学する者をいう。以下「市民」という。）は、守谷市議会出前懇談会申込書（様式第1号）に当該出前懇談会に参加する5人以上の市民の名簿を添えて、議長に申し込むものとする。

2 議長は、前項の申し込みがあったときは、議会運営委員会に諮り、出前懇談会の開催可否の決定及び当該出前懇談会に出席する議員（以下「出席議員」という。）を指名し、守谷市議会出前懇談会開催可否決定通知書（様式第2号）により速やかに市民に通知するものとする。

(出前懇談会の開催場所等)

第3条 出前懇談会を開催する場所は、市民が用意するものとする。

2 出前懇談会の形式、進行等については、出席議員と市民で事前に協議し、決定するものとする。

(開催結果の報告)

第4条 出席議員は、出前懇談会の終了後速やかに、当該出前懇談会の懇談内容等を記載した守谷市議会出前懇談会開催結果報告書（様式第3号）により議長に報告するものとする。

2 前項の報告書は、ホームページ等で公表するものとする。

(政策提言等)

第5条 議長は、出前懇談会において、市長その他の執行機関に対する意見、提言等で重要と認める事項があった場合には、当該事項を所管する常任委員会又は特別委員会に調査研究を指示し、その結果を踏まえ、必要と判断したものは当該執行機関に文書で報告、要望等を行うものとする。

2 議長は、前項の調査研究の結果並びに報告要望等についての経過及び結果を、当該出前懇談会に参加した市民に文書で報告するものとする。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。